米沢市建築設計業務委託請書

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務の名称 |  |
| 委託業務の場所 |  |
| 履行期間 | 年　　月　　日　から  　　年　　月　　日　まで |
| 業務委託料 | ￥  内　委託代金 ￥  訳　消費税額及び地方消費税額 ￥ |
| 委託料の支払い方法 | 完成検査完了後支払い |
| 図面及び仕様書 | 別添のとおり |

上記の業務委託契約履行については、米沢市契約規則及び別記条項を守り、委託契約を約諾する。

上記確認のため、この請書を提出します。

　　年　　月　　日

米沢市長　　あて

受　注　者　　住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者　　　　　　　　　　　　　　

|  |
| --- |
| 印　紙 |

注）　（　　）書は、消費税及び地方消費税の納税義務者の場合使用すること。

契検014　Ａ4　　　　　　　　　　　　米　沢　市

（裏）

記

**（総　則）**

**第１条**　この条項において、「発注者」とは米沢市をいう。

**（変更請書）**

**第２条**　業務内容、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、変更請書により行なうものとする。

**（検査及び引渡）**

**第３条**　受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

**２**　発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行なわなければならない。

**３**　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく、当該補正を行ない、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、この場合も準用する。

**４**　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

**（秘密の保持）**

**第４条**　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

**（契約外の事項）**

**第５条**　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。